

ハプスブルク君主国における「中欧」地域概念の 形成史（1648—1918）

—複合国家像と国制改革案における「二元的二元主義」の刻印—

阿 南 大

要 旨

ハプスブルク君主国の崩壊以来、旧君主国地域の様々な国民グループによって提唱されてきた諸「中欧」概念においては、自グループを「中欧」の多元性を担う存在として位置づける言説構造が共通の特徴として見出される。本稿では、こうした言説構造の系譜を、近世期君主国の複合国家的伝統の中に遡った後、19世紀後半以降の様々な国制改革案を整理していく。その際、ハプスブルク君主が持ち合わせる「神聖ローマ帝国皇帝にしてハプスブルク家領の長／ハプスブルク家領の長にしてハンガリー国王」という「二元的二元主義」を重視することで、前者の二元性を重視する「大オーストリア主義」と、後者の二元性を重視する「小オーストリア主義」という指向性が、諸国制改革案の中にどのような刻印をとどめているかに注目する。

はじめに

冷戦終結から二十年経った現在、かつての東西ドイツ、オーストリアと旧東欧地域をまたぐ地域概念としての「中欧」が改めて脚光を浴びている⁽¹⁾。その理由としては、東西統一後のドイツ歴史学界のパラダイムシフトに伴い、現ドイツ地域以外の旧神聖ローマ帝国地域やハプスブルク君主国をも視野に入れたドイツ史のナレーションが求めるようになったことに加え⁽²⁾、地域概念としての「中欧」が持つ高度な政治性と構築性が明らかになっていったことも大きいといえる⁽³⁾。とりわけ後者に関しては、かつてナチス・ドイツの東方侵略を正当化するイデオロギーとして用いられたドイツ語の「Mitteleuropa」のみならず、一般に英語で「Central Europe」と表記される旧ハプスブルク地域を指す「中欧」概念もまた、オーストリアやチェコといった継承諸国のナショナリズムを強化する言説構造を有していることが多くの論者によって指摘されている。そしてその言説構造は必ず、旧ハプスブルク地域の文化的多元性を強調するとともに、その文化的多元性を体現する自国民が「中欧」地域における指導的役割を担うことを論理的に補強する形になっているのである⁽⁴⁾。こうしたことから、ドイツ的「中欧 Mitteleuropa」と非ドイツ的「中欧 Central Europe」を一義的に峻別することの意義に対しても疑念が投げかけられよう⁽⁵⁾。「中欧」という地域概念の様々なバリエーションを説明するためには、「ドイツ的／非ドイツ的」よりもより使い勝手のよい説明変数が求められていると言える。また、いずれの「中欧」概念についてもその構築性と政治性が今や自明のものとなった以上、それを単に告発する

ためではなく、「中欧」概念に潜む類似の言説構造が生み出されてしまう背景を、旧ハプスブルク地域の歴史的背景に即して考察していく必要があるだろう。

一方、近年のハプスブルク君主国史研究においては、近代以降のいわゆる画一的な「国民国家」とは異なる、多様な政治社会を包含する近世的な「複合国家」としての君主国の側面が脚光を浴びている⁽⁶⁾。そうした論者の間では、かつての「特有の道」論のようにドイツ以東を「特殊」な地域として位置づけるのではなく、近世における「複合国家」形成を全ヨーロッパ的な現象として捉えた上で、旧ハプスブルク地域を「極端な典型」⁽⁷⁾として論じるという認識が共有され始めている。またそうした歴史観に基づき、ボヘミア王国、ハンガリー王国といった複合国家内の個々の伝統的政治社会単位が、19世紀以降の近代国民形成を正当化する思想財としていかに利用されたかの研究も、当該地域の近世研究と近代研究を架橋する上で重要な研究視角となっている⁽⁸⁾。

さて、個別の伝統的政治社会単位を近代国民形成の思想財として有効に活用するためには、自分たちが拠って立つ伝統的政治社会単位が君主国全体の中でより有利な位置を占めるような複合国家のあり方を模索する必要性が生じる。19世紀後半以降、諸国民グループによって、後の「中欧」概念に直結するような国制改革案が頻出するようになる背景はまさにここにある。また、そうした国制改革案は歴史的にまったく無根拠なものではなく、近世以来の君主国の複合国家としてのあり方をめぐる様々な指向性に裨差するものであった。そして国制改革案が陸続と現れた理由は、1867年に成立したオーストリア=ハンガリー二重君主国という国制、アウスグライヒという形で安定化した複合国家像が、あらゆる国民グループにとって不満足なものであったからに他ならない。その意味では、アウスグライヒ体制下の様々な国制改革案を媒介として、近世の複合国家的伝統とポスト・ハプスブルク期の諸「中欧」構想を接続する交通整理を行うことは、近世と近代の架橋という点において、大きな意義があるように思われる。

そこで本稿では、三十年戦争終結(1648年)から君主国の崩壊(1918年)までをスパンにとり、まずはアウスグライヒ体制成立以前までの君主国内の複合国家としてのあり方をめぐる指向性の変遷を概観した後、アウスグライヒ体制期に現れた諸国民グループの国制改革案を整理していく。その際に重視したいのが、複合国家としてのハプスブルク君主国の最大の特徴である、ハプスブルク君主の「神聖ローマ帝国の皇帝にしてハプスブルク家領の長／ハプスブルク家領の長にしてハンガリー国王」という「二元的二元主義」であり、そこから導き出される「大オーストリア主義」、「小オーストリア主義」という二つの指向性である⁽⁹⁾。本稿では、この二つの指向性を説明変数として用いることで、立場に応じた「中欧」概念の多義性がどのように生じるのか、また、様々な「中欧」概念に通底する共通の言説構造がなぜ生まれたのかについて論じていきたい。

1. 近世ハプスブルク君主国の「二元的二元主義」(1648-1848)

(1) 対抗宗教改革と「大オーストリア主義」の起源(1648-1713)

三十年戦争の帰結であるウェストファリア体制は、神聖ローマ帝国国制が完全に形骸化し、プロイセン王国やハプスブルク君主国が領域国家として強国化する端緒として位置づけられることが多い。

しかし前述の「複合国家」の観点から見れば、ヨーロッパ複合国家体制の最大の「分母」というべき神聖ローマ帝国観念の政治的影響力は簡単に超克されず、むしろこの地域の近代国家形成に長らくその刻印を残していくことになった。

とりわけハプスブルク君主にとっては、神聖ローマ帝国内外のハプスブルク家領の強化ないし拡大を正当化する上で、己の保持する神聖ローマ帝冠は有効な道具として機能した。その背景には、(1)オスマンの脅威、(2)ハプスブルク君主国主導の「対抗宗教改革」、(3)神聖ローマ地域へのブルボン朝フランスの進出、という三つの状況が存在した。こうして17世紀末から18世紀初頭の君主国は、神聖ローマ帝冠を頂き普遍的カトリック価値の担い手たる「敬虔なるオーストリア」として、対オスマン戦争、ブルボン朝フランスとのスペイン継承戦争、ハンガリーのプロテスタント貴族とのラーコーツィ独立戦争へと打ち続く、「第二の三十年戦争」を戦うことになる⁽⁴⁰⁾。

スペイン継承戦争によってスペイン王冠を失ったものの、代わりに南ネーデルラントとイタリア諸邦を獲得し、対オスマン戦争とラーコーツィ独立戦争によってハンガリー王国の大部分を回復したハプスブルク君主国は、領域国家としてより凝集性を強めた強国として18世紀を迎えることになった。フランスの伸張を恐れる神聖ローマ帝国諸侯や英国、オランダといったプロテスタント諸国までが、神聖ローマ帝国の盟主としてのハプスブルク君主の地位を是認せざるを得なかったこと、16世紀以来オスマンの伸張を恐れるハンガリー王国内の親ハプスブルク勢力内部に、神聖ローマ領域外にまでハプスブルク君主の「帝権」が及ぶものとする国制観念が醸成されていたことなどが、かかる状況を許したと言える。こうして(1)「西の脅威(この場合はブルボン朝フランス)」への対抗、(2)「東の脅威(この場合はオスマンやハンガリーのプロテスタント)」への対抗、(3)「ドイツ的普遍性(この場合はカトリシズム)」の体現者としてのハプスブルク君主、という三要素を兼ね備えた言説構造がこの時代のハプスブルク王朝思想の中に胚胎した。この言説構造を、ここでは「大オーストリア主義」と呼ぶことにする。これは「神聖ローマ帝国の皇帝にしてハプスブルク家領の長／ハプスブルク家領の長にしてハンガリー国王」という「二元的二元主義」のうち、前者の二元性を重視し、後者の二元性の超克を目指し指向性と言い換えることもできよう。

さて、「第二の三十年戦争」に勝利したハプスブルク君主国であったが、その「大オーストリア主義」には一つの泣き所があった。それは君主国が当時の欧州諸国と比較して極めて多元的な「複合国家」であり、戦争に勝利するためには、ハプスブルク君主が王位や公位を兼ねる諸邦の貴族たちとの関係を良好に保たねばならない、ということである。この「泣き所」は、スペイン継承戦争の終戦とともに、君主国の新たな複合国家像のあり方を規定していくことになる。

(2) 国事詔書から啓蒙改革へ：「小オーストリア主義」の起源 (1713-1790)

スペイン継承戦争終了時のハプスブルク君主カール六世は1713年、ハプスブルク家領の一体性と長子相続を定めた「国事詔書」を公布する。男子のないカールが長女マリア・テレジアの継承権を保証したかったこと、分割相続による君主国の弱体化を防ぐことがその目的であった。しかし反抗的なハンガリー貴族たちにこれを承認させるには十年の交渉を要し、結果としてカールはハンガリー貴族た

ちの国制上特権の大部分を認めなければならなかった。同様の事態は南ネーデルラントの貴族たちとの間でも生じ、結果的に「国事詔書」は、「ハプスブルク家領」という政治単位に基づく地域意識を向上させることと引き換えに、家領内の複合国家的多元性（とりわけハンガリー王国との二元性）を明文化するものとして機能し始める。

1740年にカール六世が逝去すると、ハプスブルク家長を引き継いだマリア・テレジアは18歳の若さで新興プロイセン王国とのオーストリア継承戦争を戦うことになる。この戦争で明らかになったことは、効率的な領域国家としてヨーロッパの覇権を争う上での、プロイセン＝プロテスタント文化に対する、君主国のバロック＝カトリック文化の持つ脆弱さであった。戦争終了後、英邁なマリア・テレジアはさっそく効率的な行政機構の創設や、国家有為の人材の育成といった啓蒙改革に着手する。その際、神聖ローマ帝国内のプロテスタント諸邦からも多くの人材が招聘され、君主国内にいわば「対抗・対抗宗教改革」とも言うべき流れが生まれたのである⁽¹¹⁾。

女性であるがゆえに神聖ローマ帝位の継承権を持たなかったマリア・テレジア（神聖ローマ帝位は彼女の共同統治者である夫ロレーヌ公フランツ＝シュテファン、その死後は長子ヨーゼフ二世が継承）の治世においては、フランスとの神聖ローマ帝国をめぐる覇権争いよりも、むしろハプスブルク家領の内治に重点が置かれた時代でもあった。マリア・テレジアは、ハンガリー王国、ボヘミア王国などの貴族たちとも良好な関係を維持し、彼らの間に「ハプスブルク王朝への忠誠心／王国への愛郷心」という「二重のパトリオティズム」を植えつけることにある程度成功した⁽¹²⁾。また、「対抗・対抗宗教改革」を担うプロテスタントないし改革派カトリックの王党派知識人たちは、人文主義期や宗教改革期の君主国内外の思想を普及させる過程で、聖書や古典的著作を現地語に翻訳する仕事に従事するとともに、非効率的な行政の原因となっている在地貴族の特権的地位を密かに脱臼するために、貴族身分に縛られない領邦住民全体のパトリオティズムを喚起し、国家有為の人材を育成するための諸々の文化事業にも携わっていた⁽¹³⁾。その一環として、ハンガリー王国においては、A・コラールのような王党派知識人の間から、ハンガリーの特権貴族層を意味する「ナティオ」を相対化し、スラブ系住民を含めたゲンス（種族）別に構成された後年のナショナリズムの原基となるような平準的な政治的国民概念が現れている⁽¹⁴⁾。

以上のようにマリア・テレジアの治世は、(1)神聖ローマ皇帝よりもハプスブルク家長としてのハプスブルク君主の地位が重視され、(2)その君主国内部において政治的、文化的多元性が涵養されたという二点において、後の非ドイツ的「中欧」概念が準拠枠にする複合国家像の基盤が出来上がった時期といえる。こうして生まれた、「神聖ローマ帝国の皇帝にしてハプスブルク家領の長／ハプスブルク家領の長にしてハンガリー国王」という、君主国の「二元的二元主義」のうち、後者の二元性を重要視し前者の二元性を軽視する複合国家をめぐる指向性を、ここでは「小オーストリア主義」と呼ぶことにする。

しかし、その前時代に支配的であった「大オーストリア主義」がその命脈を絶たれたわけではなかった。北ドイツのプロテスタント起源の啓蒙思想は、対抗宗教改革時代のカトリシズムに代わる新たな神聖ローマ帝国発の普遍主義として機能したし、マリア・テレジアの息子であり共同統治者である神

聖ローマ帝位保持者のヨーゼフ二世は、皇帝としての自負の下、母親の宥和的な「小オーストリア主義」を齒がゆく思っていたのである。こうしてその内実を「対抗・対抗宗教改革」的に変化させた「大オーストリア主義」は、1781年のマリア・テレジアの逝去とともに単独統治を開始したヨーゼフ二世によって顕勢化する。そしてドイツ語の公用語化や諸邦貴族の身分特権に対する侵襲的改革を強行しようとしたヨーゼフは、母マリア・テレジアが維持してきた君主国の「小オーストリア主義」的均衡を崩壊させ、南ネーデルラントの独立や、ハンガリー、ボヘミアなどの諸邦の抵抗運動を招くことになる⁽¹⁵⁾。こうしてマリア・テレジア治世下の諸邦の文化的特性の多様化と、ヨーゼフに対する貴族たちの政治的反乱が合流する形で、君主国の各地に近代的ナショナリズムの萌芽が見られ始めたのが、ヨーゼフ治世の最末期の状況であった。

(3) ウィーン体制と連邦主義的「大オーストリア主義」(1790-1848)

奇しくもヨーゼフの逝去とほぼ同時に勃発したフランス大革命以後、ハプスブルク君主国は革命に端を発しヨーロッパに広まり始めた近代的国民国家形成に対抗する「正統主義」の主導的役割を担うことになる。しかし、1815年にナポレオン戦争が終わった時点で、ハプスブルク君主が帝位を担っていた神聖ローマ帝国は既に解体されていた。つまり、君主国が正統主義の担い手として調達すべき普遍性は、従来とは異なった形で調達されなければならなかったのである。そのための一手が、神聖ローマ皇帝の継承者たる「オーストリア皇帝」としての名乗りであり、もう一手が、旧神聖ローマ地域の諸邦によって形成された「ドイツ連邦」の盟主として、ドイツ地域に影響力を及ぼしていくという戦略であった。

ウィーン体制を支えたこの二つの戦略は、ヨーゼフが新たな内実を付与して再興を試み挫折した「大オーストリア主義」に、三度新たな内実を与えるものであった。その際、君主国の普遍性の根拠である帝冠は「神聖ローマ皇帝」ではなく「オーストリア皇帝」のものとなり、「西の脅威」にはフランス革命の遺産たる自由主義運動（とりわけドイツ・ナショナリズム運動）が、そして「東の脅威」にはハンガリー・ナショナリズムがそれぞれ代入されたのである。こうした保守的な性格から言っても、ウィーン体制期の「大オーストリア主義」は、「対抗・対抗宗教改革的」だったヨーゼフ期のそれとは異なり、「対抗宗教改革的」な複合国家像へと回帰していたといってもよい。

ウィーン体制を支えた宰相メッテルニヒは、ヨーゼフ二世期よりは微温的ではあるもののハンガリー貴族の身分特権に対する抑圧姿勢と、近代的立憲主義への消極性をもってハンガリー・ナショナリズムに抗し続けた。その際、ハンガリー王国内のスラヴ系住民（スロヴァキア人やクロアチア人）の文化的ナショナリズムは、ハンガリー・ナショナリズムへの抑止力として、むしろ体制側によって推奨されることになった。こうした中、スロヴァキアのプロテスタント系知識人であるコラルは、A・コラルのゲンス別編成論法などによってスロヴァキア国民概念の法源となっていたハンガリー王冠を相対化する「チェコスロヴァキア主義」を提唱する。「チェコスロヴァキア主義」においては、ボヘミア王国やハンガリー王国などの伝統的な国制とは無関係に、チェコ人とスロヴァキア人の共通の文化的「祖国」が構想され、やがてそれがスラヴ人全体へと拡大する「汎スラヴ主義」への道を切

り開くことになった⁽¹⁶⁾。こうしたウィーン体制期の「対抗宗教改革の大オーストリア主義」は、ドイツ、ハンガリー両国民のナショナリズムに対する抑圧的姿勢の反面、両国民の国民国家形成に対抗しうるスラヴ系ナショナリズムをエンパワーする連邦主義的複合国家像を持ち合わせていた点においても、中央集権的なヨーゼフの「大オーストリア主義」とは異なる側面を持っていたと言えるだろう。

2. 三月革命からアウスグライヒへ (1848-1867)

(1) 三月革命—大ドイツ主義と「非ドイツ的」中欧論の登場

1848年にハプスブルク君主国地域を席卷した三月革命の口火を切ったのは、ウィーン体制の「対抗宗教改革の大オーストリア主義」の廃棄を日指すドイツ系とハンガリー系のナショナリズム運動であった。まずはフランクフルト国民議会に集ったドイツ連邦諸邦の自由主義勢力においては、ハプスブルク君主を新生ドイツ皇帝とした君主国のドイツ連邦地域をも含む立憲君主制国家を建設しようという「大ドイツ主義」が提唱された。「大ドイツ主義」は、ヨーゼフ二世流の「対抗・対抗宗教改革の大オーストリア主義（ドイツ市民文化主導の法治国家建設）」の対象からドイツ連邦地域外のハンガリー王国を除外するものであったと言い換えることもできよう。そしてその結果、大ドイツ主義者たちは同じ自由主義、近代立憲主義運動として、ハンガリーのナショナリズム運動とも共闘関係を築くことができるようになった。すなわちフランクフルトとブダペシュトの革命勢力は、ハプスブルク君主をドイツ皇帝にしてハンガリー国王として位置づける同君連合の形で、ドナウ流域にドイツ人とハンガリー人の立憲君主制国家が並び立つ構想を共有するようになったのである⁽¹⁷⁾。

しかし彼らが構想する国家においては、スラヴ系住民の存在は完全に等閑視されていた。大ドイツ主義者たちの構想においては、当時広まりつつあった汎スラヴ主義に乗じたロシアのドナウ地域進出は新たな「東の脅威」であり、汎スラヴ主義の影響を排するためにこそ、ドイツ、ハンガリー両国民の国民国家建設が急務だったからである。そうした中、チェコ系自由主義勢力の指導者F・バラツキーは、「ドイツ国民」の代表の一人としてフランクフルト国民議会に招聘される。ドイツ系自由主義勢力は、かつて旧神聖ローマ地域であったボヘミアをドイツ連邦を構成する地域として想定しており、「未開」なチェコ人は文化的洗練を果たすことで文化的ドイツ国民へと進化を遂げる存在であり、そのためにチェコ人を導くのがドイツ人の使命であると考えていたからである⁽¹⁸⁾。しかしバラツキーはこれを拒否し、チェコ国民社会の依って立つ政治的単位である「ボヘミア王国」の独自性を護持するために、「国事詔書」を法源とし、ドイツ地域を除外した「小オーストリア主義」的君主国の枠内で、諸国民の自治共存を可能にするような連邦制を模索することになる。そして同時に、君主国地域の文化的多様性の実現における指導的役割を担う上で、チェコ人こそがそれに相応しい伝統を持つ国民であると結論づけたのである⁽¹⁹⁾。

一方ドイツ文化の普遍性を謳う「大ドイツ主義」は、「対抗・対抗大オーストリア主義」におけるドイツの普遍性の担い手としての「ハプスブルク君主」を「ドイツ国民」に置換した上で、その言説構造を丸ごと継承するものであった。ここに半世紀後F・ナウマンの『中欧論』に結実するドイツ的「中欧」観念の原基が現れる。一方で、そこに見られるこうした「ボヘミア的野蛮を克服するドイツ的普

遍性」という考え方は、かつて16世紀にはチェコ系の人文主義者たちによっても共有され、17世紀の対抗宗教改革期、18世紀の対抗・対抗宗教改革期と、その内実を変化させながら継承されてきたものであった⁽²⁰⁾。そして1848年に至って、大ドイツ主義ードイツ的「中欧」観念に対抗するため、その「普遍性の担い手」という言説はそのままに、そこに「チェコ人」を代入した上で「小オーストリア主義」と接続したのがパラツキーであった。ここに非ドイツ的「中欧」観念の一つの原型もその輪郭を帯びることになる。

一方ハンガリー王国地域におけるスロヴァキア人の国民形成運動は、三月革命の状況下にあってより前途多難なものであった。ウィーン体制下に芽生えた「チェコスロヴァキア主義」は、国事詔書のような国制的法源を持たないものである以上、文化的な運動にとどまらざるを得なかったからである。このためスロヴァキアナショナリズム運動の指導者L・シトゥールは、スロヴァキア人を国制上の権利主体として位置付けるため、A・コラール以来のハンガリー王冠のゲンス別構成構想や、パラツキーの小オーストリア主義的連邦主義構想の中で、スロヴァキア国民を国制上の権利主体として位置づけることを試みるものの、結局ハンガリー人、チェコ人のナショナリズム勢力との利害対立によって挫折する。そして結果としてシトゥールが行き着いたのが、ハンガリー王冠を超克する大オーストリア的「帝冠」を構成する「国民法人」としてのスロヴァキア人という構想であったのである⁽²¹⁾。

このように「諸国民の春」における諸革命勢力は、いずれも自由主義、立憲主義という前提は共有していたものの、それを実現するための政治的単位について、ハプスブルク君主国の枠組みの形骸化を目指すグループ（ドイツ系、ハンガリー系）と、その護持を目指すグループ（スラヴ系）に大別されていた。そしてスラヴ系のチェコ人とスロヴァキア人においても、それぞれの置かれた状況に応じて、召喚される君主国の枠組みはそれぞれ異なるものだったのである。

(2) 「新絶対主義」の挫折とアウスグライヒ：大小オーストリア主義の妥協

三月革命の最中に即位し、半年以上をかけて革命を鎮圧したフランツ・ヨーゼフ一世は、王権神授説を信奉する皇帝であり、その保守性はたとえば君主国内での教権の影響力を大幅に認めた1855年のコンコルダート（政教条約）などに明確にあらわれている。しかしながらフランツ・ヨーゼフと首相F・シュヴァルツェンベルクが当初目指そうとした「新絶対主義」の「七千万人の帝国（ハンガリー王冠を廃棄した上で、ドイツ連邦にも影響力を振るう）」路線は、ウィーン体制期の「対抗宗教改革的大オーストリア主義」の単なる反復では決してなかった。確かに「七千万人の帝国」路線は、ドイツとハンガリーの両ナショナリズム勢力に睨みを利かせるためにとられた選択肢ではあった。だが、ハンガリー・ナショナリズムを支持する貴族勢力の力を削ぐための目的ではあるにせよ、三月革命で廃棄された封建的諸権利が回復されることはなかった。また、「中欧関税同盟」などの目標を掲げながら商務相、財務相として活躍したK・L・V・ブルックの政策なども功を奏し、ハプスブルク君主国は近代国家として大きな躍進を遂げるようになった⁽²²⁾。その意味で「新絶対主義」とは、ヨーゼフ期とウィーン体制期の「大オーストリア主義」の両面を併せ持ち、三月革命鎮圧の勢いを買ってドイツ、ハンガリー、スラヴの全ナショナリズム勢力を押さえ込もうとするものであったと言えるだろう。

しかし1850年代末に君主国がイタリア統一戦争に敗北しイタリア諸邦を失うと、君主国は諸ナショナリズム勢力を抑え込むための権威を喪失した。その時、フランツ・ヨーゼフがまず妥協相手に選んだのはスラヴ系勢力であった。1860年の十月勅書においては帝国議会の開設と領邦議会の権限強化を含む連邦主義的な複合国家像が示されたが、これはドイツとハンガリーのナショナリズム勢力を牽制するためにスラヴ系勢力の影響力を相対的に高めることを目的とするものであり、ウィーン体制期の「対抗宗教改革の大オーストリア主義」の系譜を継ぐ政策と言える。だが、ドイツ、ハンガリーの両ナショナリズム勢力の強硬な反対にあったフランツ・ヨーゼフは、続く1861年の二月勅書において、よりドイツ人中心の中央集権的な国制案を提示する。これは当然ハンガリー人とチェコ人の抵抗を招き、両勢力は帝国議会に代表を送ることを拒否した。結局フランツ・ヨーゼフが選択したのは、ヨーゼフ二世流の中央集権的な「対抗・対抗宗教改革の大オーストリア主義」であり、最後の妥協相手として賭けたのがドイツ・ナショナリズム勢力だったのである。

しかしこの賭けに勝つためには、ハプスブルク君主国がドイツ連邦における覇権を維持する必要がある。1866年、君主国がケーニヒグレーツの戦いでプロイセンに完敗した時、もはやフランツ・ヨーゼフは「ドイツ」を当てにすることはできなくなった。次の妥協相手はハンガリー人勢力であった。君主国西半分におけるドイツ人中心の中央集権制を維持しながら、外交、軍事、財政の「共通業務」を除き、ハンガリー王国の内政に大幅な自治を認めた1867年の「アウスグライヒ」はこうして成立した。以後、「オーストリア=ハンガリー二重君主国」と呼ばれるようになった君主国の国制は、あらゆるナショナリズム勢力にとって不満足な、「対抗・対抗宗教改革の大オーストリア主義と小オーストリア主義の妥協」であった⁽²³⁾。統一ドイツ国家の夢から排除されたドイツ・ナショナリズム勢力は、ドイツ帝国とのさらなる関係緊密化を望み、ハンガリー・ナショナリズム勢力は、「共通業務」の廃棄と純粋な同君連合への移行を要求し始める。またチェコ人は、2月勅令から継承された君主国西半分におけるドイツ人中心の中央集権体制を明記した1868年の十二月憲法に満足することはなかったし、スロヴァキア人にとってハンガリー王国の大幅な自治権と王国内の中央集権指向を是認したアウスグライヒ体制は悪夢に等しかった。こうして1867年以降、アウスグライヒ体制の克服を目指し、諸ナショナリズム勢力の様々な国制改革案が陸続と現れることになる。

3. アウスグライヒから君主国崩壊へ：各勢力の国制改革案 (1867-1918)

(1) 連邦主義的大オーストリア主義勢力

アウスグライヒ体制下のハプスブルク君主国は、諸ナショナリズム勢力による政治闘争の場であると同時に、各々のナショナリズム勢力の内部では、近代化に伴い社会階層が分岐していく時代でもあった。その分岐の一つの軸は、それぞれの国民社会形成の主導的立場にあった市民層の自由主義勢力と、伝統的な諸領邦の特権に守られた既得権益を持つ貴族、教権勢力、農民、職人層の保守勢力の政治的対立である。こうした社会状況を背景に1873年に発生した恐慌のあおりで失墜したドイツ系自由主義勢力の後をうけ、君主国西部で1879年に成立したチェコ系貴族のターフェ内閣は、ドイツ系自由主義勢力を包囲するドイツ系およびチェコ系の保守勢力の結集を目指す「鉄の輪」政策をとり、その間に

は職人や農民層など保守系民衆を取り込むための選挙権の下方拡大も進行した。しかし保守系民衆の下方に広がりつつある労働者層には参政権を与えぬよう、選挙権拡大は慎重に制御されたものであり続けた。

こうした保守勢力の国制的な基本戦略は、一方ではドイツ、ハンガリー、チェコの国民社会形成の動きに対峙していくというものであり、アウスグライヒ体制を超克する国制観念としては（とりわけハンガリー王国内の）諸領邦の独自性を尊重する「対抗宗教改革の大オーストリア主義」に倣差す連邦主義が選択された（ただし、「神聖ローマ帝国の皇帝にしてハプスブルク家領の長／ハプスブルク家領の長にしてハンガリー国王」という君主国の「二元的二元主義」のうち、前者の二元主義は既に失効していた以上、ここでいう「大オーストリア主義」においては、後者の二元主義を克服しようという指向性だけが残存することになるのである）⁽²⁴⁾。こうした「大オーストリア主義」は、ハンガリー王国の同化主義に晒されていたスロヴァキア人やルーマニア人、あるいはドイツ・ナショナリズムとの対抗の必要に迫られた君主国西部の南スラヴ系住民にとっては歓迎すべき動きであった。こうしてルーマニア系の A・ポボヴィッチ、スロヴァキア系の M・ホジャといった人々が、反ハンガリー・ナショナリズムで鳴らす皇太子フランツ・フェルディナンドのもとに集い、「ベルヴェデーレ・サークル」と呼ばれた⁽²⁵⁾。ポボヴィッチが1906年に発表した『大オーストリア合衆国』においては、アウスグライヒ体制は廃棄され、君主国は民族集団の分布に応じて15の「半主権的州」として連邦化される構想が示された。伝統的な領邦を廃し新たに「州」が創設される点については、ポボヴィッチの案はヨーゼフ二世流の「対抗・対抗宗教改革」の系譜を継ぎ、その意味では諸民族の自由主義勢力の支持をある程度当てにできるものではあったが、二院制連邦議会上院については職能別の身分制議会の色合いが強い点など、保守的な性格も持ち合わせていた⁽²⁶⁾。「ベルヴェデーレ・サークル」の国制改革案は、保革両面を兼ね備えることで、可能な限り多くの民族グループの多くの社会集団の要求に応えようとするものであったが、1914年のフランツ・フェルディナンドの暗殺により、ついに実現されぬまま終わることになる。

(2) ドイツ系勢力

1879年に政権与党の座を追われた君主国西部のドイツ系自由主義勢力は、以後ナショナリズムを強化させた野党勢力としてチェコ・ナショナリズムに融和的なターフェ内閣に対抗していくことになる。当時ドイツ系自由主義勢力の若き論客であった H・フリートユングが1877年に発表した『ハンガリーとのアウスグライヒ』には、(1)アウスグライヒ体制の廃棄とハンガリーとの同君連合体制への移行、(2)ドイツ帝国との経済的な結びつきの強化、によって、君主国西部の「ドイツ的性格」を強化する構想が記されている。

19世紀後半にかけ、こうした「大ドイツ主義」的な国家構想を共通認識として持つ急進的ナショナリズムを備えた新世代のドイツ系自由主義勢力とチェコ系自由主義勢力の民族闘争が激化し、君主国西部全体における自由主義勢力の分裂が進行すると、その間隙を縫ってターフェ内閣期の選挙権拡大に力を得た教権保守系大衆政党のキリスト教社会党が台頭した。これに危機感を抱いたドイツ系自由

主義者のリヒャルト・ハルマッツは、1904年に発表した『民主的諸国民の連邦国家オーストリア』において、君主国西部の可能な限り民族集団の分布に沿った連邦国家への改組を提唱した。これは前述のポボヴィッチの案にも似ていたが、アウスグライヒ体制を同君連合体制に移行し国制改革を君主国西部に限定すること、選挙制度を完全に普通選挙制度に移行すること、そのことで勢力の増大が予想される社会民主主義勢力と諸民族の自由主義勢力が手を結び、教権保守勢力に対する「進歩主義」陣営の超民族的連携を目指す点が異なっていた。その際ハルマッツは、「進歩主義」陣営を主導するドイツ系自由主義勢力のパートナーとして同じ反教権的伝統を持つチェコ系自由主義勢力を重視したが、君主国のドイツ的性格の護持と、そのために啓蒙的役割を担っていくドイツ人の優位という、三月革命以来のドイツ系自由主義の基本姿勢である「大ドイツ主義」を廃棄することはなかった⁽²⁷⁾。

こうしたハルマッツの言論活動は、ドイツ帝国のルター派の反教権主義的自由主義者であったF・ナウマンに大きな影響を与えることになる。第一次世界大戦中に彼が発表し大センセーションを巻き起こした『中欧論』は、(1)ドイツとオーストリアの経済的に密接な関係の構築、(2)オーストリアのドイツ帝国への完全な「合邦」の否定、(3)君主国の同君連合への改組に伴う、ドナウ沿岸にドイツ、オーストリア、ハンガリーの三国が並び立つ「中欧」の現出による汎スラヴ主義への対抗、(4)ドイツ人主導化による諸民族の多様性の実現、などの点において、完全にハルマッツの国家構想の延長線上に位置づけられるものであった⁽²⁸⁾。

(3)ハンガリー系勢力

ハンガリー王国地域では、「ナゴドバ（妥協）」体制の確立によって一定の自治が認められたクロアチア王国地域を除き、君主国西部における「ドイツ化」よりもはるかに苛烈な「マジャール化」政策が進行し、スロヴァキア人やルーマニア人の抵抗を招いた。これに対する融和策として、ハンガリー王国という枠組みの失効を指向する「ベルヴェデーレ・カークル」とは異なり、王国の枠を維持した上での連邦主義案が1850年代以降、保守派のモチャーリ・ラヨシュによって提唱された。それは「ドイツ国民」「チェコ国民」といった複数の「国民」によって構成される国家を想定するハルマッツのような君主国西部の連邦主義とは原理を異にするものであった。すなわちモチャーリは、「政治的国民」としての「ハンガリー国民」と「文化的国民（マジャール人、スロヴァキア人、ルーマニア人等）」を峻別し、複数で対等な「文化的国民」によって構成される一つの「政治的ハンガリー国民」を構想したのである⁽²⁹⁾。これはA・コラール以来のハンガリー王国のゲンス別構成構想の系譜を継ぐものと言ってよいだろう。しかし君主国西部とは異なり、アウスグライヒ体制の護持を志向する保守派の自由党、同君連合への改組を志向する急進派の独立党の両者が中央集権的な「マジャール化」政策については一致していたハンガリー王国においては、モチャーリのような国家構想は少数派に留まった。

第一次世界大戦を迎え、ナウマンの『中欧論』が出版されると、自由党、独立党の両陣営ともにナウマンの国家構想に批判的な態度を示した。ドイツとオーストリアの一体化に伴って復活するかもしれない「大オーストリア主義」によってハンガリー王国の枠組みが脅かされることを恐れたからである。しかし自由党、独立党よりもさらに民主主義的なブルジョワ急進党を率いていたヤーシ・オスカー

ルは、ナウマンの「中欧」構想を歓迎した。ハンガリー王国に依然として残存し、自由党や独立党の支持基盤でもある封建勢力の一扫を口指すヤーシにとっては、ナウマンの「中欧」構想の反教権的な側面は渡りに船であったし、「中欧」構想はモチャーリ以来の連邦主義的解決案として、君主国およびハンガリー王国を保全するものであると考えられたからである⁽³⁰⁾。後にヤーシはナウマンに絶望し、第一次世界大戦後には独自のドナウ連邦構想を展開することになるが⁽³¹⁾、1915年の時点では三月革命時の「フランクフルトとブダペシュトの同盟」の再現が、ナウマンとヤーシの間で成立していたのである。

(4) チェコ系勢力

アウスグライヒ以降、ボヘミア王国を政治的準拠枠とした国民社会の形成を口指すチェコ・ナショナリズム陣営は、ターフェの伝統的連邦主義を支持する保守系の老年チェコ党と、より徹底した国民社会形成を目指す自由主義系の青年チェコ党に分岐した。市民層主体の青年チェコ党は19世紀末まではその勢力を維持していたが、1907年の君主国西部への男子普通選挙制導入に伴い少数派に転落するとともに、君主国からの独立をも辞さない急進的ナショナリズムの色彩を帯びていった⁽³²⁾。

1907年の選挙で新たに躍進したチェコスラヴ社会民主党、農業党などの諸政党は、青年チェコ党とは異なり、あくまで君主国の連邦制への改組を志向し、君主国からの離脱という選択肢は念頭になかった。T・マサリクの主導するリアリスト党も当初はそうであった。しかし1915年、ナウマンの『中欧論』に大ドイツ主義の刻印を見出したマサリクは、第一次世界大戦の進展とともにますますドイツと一体化していく君主国に見切りをつけてロンドンへ亡命、英国の歴史家R・シートン＝ワトソンとともに雑誌『新欧州』を立ち上げ、本格的に独立運動へと舵を切る。

この時マサリクによって、本格的なチェコスロヴァキア国家構想が初めて現出することになる。ここで問題となったのは、伝統的な政治的準拠枠であるボヘミア王国に代わり、どのような形で独立の政治的正当性を調達するかということであった。従来、スロヴァキア人を国制上の主体となすには、ハンガリー王冠の種族別再編という論法をとるか、ハンガリー王冠を超克する「対抗宗教改革の大オーストリア主義」を召喚するかの選択肢しかなかった。前者であれば「チェコスロヴァキア国家」の根拠にはならず、後者は「対抗・対抗宗教改革的」な系譜を持つチェコ系の自由主義とは相容れぬものであった。しかしここでマサリクは、パラツキーによって創出された非ドイツ的「中欧」の言説構造のいわばアップデートを試みた。すなわち、戦後の欧州新秩序は連邦主義的再編によってなされるべきであるという同時代史観を提唱し、来るべき連邦国家であるチェコスロヴァキア国家こそ、その歴史的進歩の最先端に存するのだという論法をとることで、旧来チェコスロヴァキア主義に纏わりついてきた「対抗宗教改革」的な大オーストリア主義の保守性を一掃したのである。こうしてスロヴァキア側からの協力者を得ることに成功したマサリクは、チェコスロヴァキア独立への大きな一歩を踏み出すことになる⁽³³⁾。

結びにかえて

第一次世界大戦直前のハプスブルク君主国にあつては、君主国西部への男子普通選挙制導入に伴い、市民層主体の急進的なナショナリズム政党の勢いは影を潜め、「大オーストリア主義」的な連邦制を国家観として持つキリスト教社会党、超民族的連帯を指向する社会民主主義勢力など、君主国の枠組みを重視する政党が躍進し、それぞれがあくまで君主国の枠内での民族問題の解決を模索していた。その限りでは、多くの論者の指摘するように、第一次世界大戦が勃発しなければ、君主国の崩壊はありえなかったのかもしれない。しかしながら、何かと不人気であった「アウスグライヒ」体制以外に（仮にフランツ・フェルディナンドが暗殺されず、「大オーストリア合衆国」が実現していたとしても）、君主国国制の「二元的二元主義」的伝統の様々な側面を様々に援用しながら乱立した数多くの国制改革案を共約する国家構想が可能だったのかと言えば、非常に困難なものであったといえよう。

その意味では、チェコ人とスロヴァキア人という形で君主国の東西を共約する「非ドイツ的中欧」構想をいわゆる自由主義陣営が提唱した初めての例が、君主国に見切りをつけたマサリクであったことは注目に値する。その際に重視すべきは、マサリクの言論活動を支えた英国の歴史家、R・シートン=ワトソンの存在である。シートン=ワトソンはマサリクのみならず、ヤーシのようなハンガリー系、ポポヴィッチ、ホジャらの大オーストリア主義者、さらにはドイツ系自由主義者のJ・レートリヒ等とも繋がりを持つ人物であった⁽³⁴⁾。また、彼の歴史家としての系譜は英国とハプスブルク君主国の多民族国家としての性格を高く評価するJ・アクトン流のホイッグ史学であり⁽³⁵⁾、マサリクが提唱した連邦制を歴史の進歩の最先端に置く史観などは、英国思想史の文脈からも考察する必要があるだろう。そして同時に、ドイツ的「中欧」の提唱者であったハルマッツやヤーシが棹差していた他民族協調を重視する「新自由主義」もまた、シートン=ワトソンもそこに棹差す論者であるところの英国発の思潮であること、選挙権の下方拡大がナショナリズム政党の一時的退潮と教権保守政党の台頭を招いたことに端を発する「新自由主義」の機運が、少なくとも第一次世界大戦直前までは「ドイツ的／非ドイツ的」の如何を問わず自由主義陣営の連邦主義者によって共有されていたことも重視する必要があるだろう⁽³⁶⁾。だからこそ、ドイツ的「中欧」論者であるハルマッツの主宰する雑誌「道」にマサリクが寄稿することや、ナウマンとヤーシの共闘関係が可能になっていたのである。だとすれば、「小オーストリア主義」起源のチェコ系と「大オーストリア主義」起源のスロヴァキア系の国制改革案が一つの非ドイツ的「中欧」に収斂していった過程や、非ドイツ的「中欧」とドイツ的「中欧」の最終的な分化の過程を、英国的言説空間と君主国内部の言説空間の相互作用という観点から分析することには大きな意義があると考えられる。これを、今後の研究課題の一つとしてみたい。

注

- (1) たとえば『思想』第1056号(2012)では、「『中欧』とは何か? —— 新しいヨーロッパ像を探る」と題して中欧論特集が組まれている。
- (2) 板橋拓己(2010)『中欧の模索—ドイツ・ナショナリズムの一系譜』創文社, 17-23頁。
- (3) 篠原琢(1996)「中欧ヨーロッパ: その高度な政治性」『地理』41-5: 38-46。
- (4) チェコにおける中欧論については、篠原琢(2008)「地域概念の構築性—中央ヨーロッパ論の構造」『開かれた地域研究へ—中域圏と地球化』(講座 スラブ・ユーラシア学 第1巻) 91-118, オーストリア国民史については拙稿(2003)「世紀転換期のハプスブルク君主国における『ドイツ人リベラリズム』の方向性: リヒャルト・ハルマツツの同時代史観における『フライハイトリヒ』諸政党の位相を焦点として」『東欧史研究』25, 28-45を参照のこと。
- (5) 福田宏(2012)「ミラン・ホジャの中欧連邦構想—地域再編の試みと農民民主主義の思想」『境界研究』3: 45-77, 49頁。
- (6) たとえば, Balázs, Trencsényi; Zászkaliczky, Márton (ed.) (2010). *Whose Love of Which Country: Composite States, National Histories and Patriotic Discourses in Early Modern East Central Europe*. Leiden: Brill. 篠原琢; 中澤達哉(編)(2012)『ハプスブルク帝国政治文化史—継承される正統性』昭和堂。大津留厚; 水野博子; 河野淳; 岩崎周一(編)(2013)『ハプスブルク史研究入門—歴史のラピンスへの招待』昭和堂のとりわけ3-116頁。
- (7) 篠原; 中澤前掲著, 1-10, 篠原琢「近世から近代に継承される政治的正統性」9-10頁。
- (8) たとえば, 中澤達哉(2009)『近代スロヴァキア国民形成思想史研究—「歴史なき民」の近代国民法人説』刀水書房。
- (9) ハプスブルク君主国の「二元的二元主義」については, Evans, R.J.W.(2006). *Austria, Hungary, and the Habsburg: Central Europe c. 1683-1867*. Oxford University Press. を参照のこと。
- (10) 近世ハプスブルク君主国史の概観については, 大津留; 水野; 河野; 岩崎前掲著, 61-70頁, 岩崎周一「『英雄の時代』と『啓蒙の世紀』」を参照のこと。
- (11) 「対抗・対抗宗教改革」という言葉については, エヴァンズ, R・J・W(2013)『バロックの王国: ハプスブルグ朝の文化社会史1550-1700年』新井皓士訳, 慶應義塾大学出版会, 434-436頁を参照のこと。
- (12) Evans, op. cit., 134-146.
- (13) 王党派知識人の果たした役割については, 大津留; 水野; 河野; 岩崎前掲著, 拙稿「南ネーデルラントにおける『国民概念の変質』」81-88頁を参照のこと。
- (14) 中澤前掲著, 69-107頁。
- (15) 前掲拙稿, および拙稿「南ネーデルラントという『第三項』: 近世オーストリア君主国の内, 近代『ハプスブルク君主国』の外」『東欧史研究』30, 39-54。
- (16) 中澤前掲著, 108-141頁。
- (17) Evans, op. cit., 246-265.
- (18) こうした大ドイツ的「中欧」構想の言説構造については, 拙稿(2003)を参照のこと。
- (19) 篠原前掲稿, 126-133頁。
- (20) Balázs, Trencsényi; Zászkaliczky, Márton, op. cit., 225-254, Storchová, Lucie, Nation, patria and the aesthetics of existence: Late humanist national discourse and its rewriting by the modern Czech nationalist movement. その意味では「中欧」的言説構造の起源は17世紀の対抗宗教改革よりも以前, 人文主義期に遡る必要もあるだろう。
- (21) 中澤前掲著(2008)187-345頁。
- (22) 篠原前掲稿(2012)4-5頁。
- (23) 実際には「オーストリア=ハンガリー二重君主国」の正式名称は、「帝国議会において代表される諸王国および諸邦ならびに神聖なるハンガリーのイシュトヴァーン王冠の諸邦」であり, これが「オーストリア諸邦

ならびに神聖なるハンガリーのイシュトヴァーン王冠の諸邦」と改称されるのは君主国崩壊直前の1915年になってからである。それまで君主国当局は「オーストリア」の範囲はあくまでもハンガリー側を含むものであるという「大オーストリア主義」的な姿勢を堅持するとともに、「ボヘミアの聖ヴァーツラフ王冠」の名を正式名称に加えることで、チェコ系勢力を満足させることもなかったのである。

- (24) アウスグライと以降のハプスブルク君主国における主にドイツ系住民における政治的陣営の分岐と国制構想の関係については、拙稿(2003)を参照のこと。
- (25) 福田前掲稿, 49頁。
- (26) Wierer, Rodolph (1964). *Der Föderalismus im Donauraum*. Graz-Köln: Böhlau, 114-123.
- (27) ただしここでいう「大ドイツ主義」は、以前のようにドイツ帝国とオーストリアの「合邦」を想定するものではなかった。ハルマツとナウマンは、カトリック人口の多いオーストリアがドイツと「合邦」することで、ドイツの反教権的性格が損なわれてしまうことを恐れていたのである。
- (28) ハルマツの国制改革案とナウマンの中欧論への影響については、拙稿(2003)を参照のこと。
- (29) 篠原; 中澤前掲著, 12-64, バラージュ・トレンチャーニ (秋山晋吾訳) 「国民を論じる—ハンガリーにおける政治言語の伝統—」51-58頁。
- (30) 板橋前掲著, 122-123頁。
- (31) 辻河典子 (2009) 「ヤーシ・オスカーの1920年代初頭における地域再編構想: 『ドナウ文化同盟』(1921年)を手がかりに」『ヨーロッパ研究』8, 63-82, 65頁。
- (32) 佐藤雪野(1991)「ネオ・スラヴ主義誕生の背景—主唱者クラマーシュと19世紀末のチェコ政治経済—」『東欧史研究』14, 40-56。
- (33) 第一次世界大戦前後のマサリクについては、林忠行(1993)『中欧の分裂と統合: マサリクとチェコスロヴァキア建国』中公新書を参照のこと。
- (34) シートン=ワトソンの活動については, Seton-Watson, Hugh; Seton-Watson, Christopher (1981). *The making of a new Europe: R.W. Seton-Watson and the last years of Austria-Hungary*. London: Methuen, 21-104.
- (35) Acton, John E. E. Dalberg (2005). *The history of freedom and other essays*. Cosimo: New York, 270-300. エドモンド・パーク以来の保守主義が持つカトリシズムや連邦主義的な複合国家への指向性が、ホイッグ的自由主義と矛盾なく結びつく形で、トーリー的、英国国教的な集権主義と対峙していた19世紀英国の政治言説空間は、中欧とは全く異なった対立軸に基づくものであった。すなわち、近世的複合国家の伝統を継承した英国の自由主義陣営は、複合国家の超克を目指したドイツ系、ハンガリー系の自由主義陣営とは国制思想的に真逆に位置したのである。だからこそ英国の自由主義者たちこそが、チェコ系とスロヴァキア系の二つの非ドイツ的「中欧」を結びつける媒介項となりえたことを示すことで、同じ「近代化した複合国家」としての英国とハプスブルク君主国の対称性を逆照射することができるのではないかと筆者は考えている。
- (36) 前掲拙稿(2003), バラージュ前掲稿, 58頁。

参考文献

- 阿南大(2003)「世紀転換期のハプスブルク君主国における『ドイツ人リベラリズム』の方向性: リヒャルト・ハルマツの同時代史観における『フライハイトリヒ』諸政党の位相を焦点として」『東欧史研究』25, 28-45。
- 阿南大「南ネーデルラントという『第三項』: 近世オーストリア君主国の内, 近代『ハプスブルク君主国』の外」『東欧史研究』30, 39-54。
- 板橋拓己(2010)『中欧の模索—ドイツ・ナショナリズムの一系譜』創文社。
- エヴァンズ, R.J.W.(2013)『バロックの王国: ハプスブルグ朝の文化社会史1550-1700年』新井皓士訳, 慶應義塾大学出版会。

- 大津留厚；水野博子；河野淳；岩崎周一(編) (2013) 『ハプスブルク史研究入門－歴史のラビリンスへの招待』 昭和堂。
- 佐藤雪野(1991) 「ネオ・スラヴ主義誕生の背景－主唱者クラマーシュと19世紀末のチェコ政治経済－」 『東欧史研究』 14, 40-56。
- 篠原琢(1996) 「中欧ヨーロッパ：その高度な政治性」 『地理』 41-5：38-46。
- 篠原琢(2008) 「地域概念の構築性－中央ヨーロッパ論の構造」 『開かれた地域研究へ－中域圏と地球化』 (講座スラブ・ユーラシア学 第1巻) 91-118。
- 篠原琢；中澤達哉(編) (2012) 『ハプスブルク帝国政治文化史－継承される正統性』 昭和堂。
- 辻河典子 (2009) 「ヤーシ・オスカルルの1920年代初頭における地域再編構想：『ドナウ文化同盟』 (1921年) を手がかりに」 『ヨーロッパ研究』 8, 63-8。
- 中澤達哉(2009) 『近代スロヴァキア国民形成思想史研究－「歴史なき民」の近代国民法人説』 刀水書房。
- 林忠行(1993) 『中欧の分裂と統合：マサリクとチェコスロヴァキア建国』 中公新書。
- 福田宏「ミラン・ホジャの中欧連邦構想－地域再編の試みと農民民主主義の思想」 『境界研究』 3：45-77。
- Acton, John E. E. Dalberg(2005). *The history of freedom and other essays*. Cosimo: New York.
- Balázs, Trencsényi; Zászkaliczky, Márton (ed.) (2010). *Whose Love of Which Country: Composite States, National Histories and Patriotic Discourses in Early Modern East Central Europe*. Leiden: Brill.
- Evans, R.J.W.(2006). *Austria, Hungary, and the Habsburg: Central Europe c. 1683-1867*. Oxford University Press.
- Seton-Watson, Hugh; Seton-Watson, Christopher (1981). *The making of a new Europe: R.W. Seton-Watson and the last years of Austria-Hungary*. London: Methuen.
- Wierer, Rodolph (1964). *Der Föderalismus in Donauraum*. Graz-Köln: Böhlau.

